

自然再生協議会の特徴（メリット）

自然再生推進法では、地域における自然との共生を目指した取組を進めるため、自然再生協議会の設置により地域住民自らが検討するための仕組みを示しています。この仕組みは、全国どの地域においても活用可能であり、主に原生的自然や二次的自然を対象としています。

法施行以来、この仕組みを活用して各自然再生協議会において様々な課題が協議・検討されています。

Point1. 横断的連携

自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、地域のボトムアップによるものであり、多様な主体が連携し透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施するものです。

自然再生協議会では、対象地域の自然再生に関心や関わりを持ち利害の異なる様々な者が参加し、地域の将来像について合意形成を図るよう協議を重ね、各参加者が連携協力しつつ自然再生の取組を実施することとしています。

このため、自然再生協議会においては、地域の自然再生活動に参加しようとする者が、共通目標のもと対等の立場で協議することができ、地域に根ざした幅の広い取組を進めることが可能です。

Point2. 地域の自主性の尊重

地域住民や NPO 法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取組を行うことができます。

Point3. 法の裏付けのもとで計画・実施

自然再生推進法により、自然再生全体構想や自然再生事業実施計画に法的な根拠を持たせているため、事業の着手後においても自然再生の状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させるなど、息の長い取組を行うことができます。

Point4. NPO 法人等の発意にも行政が参加

NPO 法人等が発意した自然再生協議会であっても、協議会に行政が参加しているため、各種事業を活用することや情報提供を受けることができます。（5. 国・主務省庁による支援参照）

Point5. 科学的知見の活用

自然再生事業実施計画の作成に当たり、自然再生専門家会議からの助言を得られることや、自然再生事業の実施について、各種データや地域の専門家の意見を踏まえて、客観的に取り組むことができます。

専門家

地域住民

関係
行政機関

NPO
・
NGO

地方
公共団体

土地の
所有者

例1 横断的連携により取組を推進～釧路湿原自然再生協議会(北海道)～



釧路湿原では、流域での経済活動の拡大に伴い、湿原面積が減少するとともに、流域からの土砂や栄養分の流入によって湿原生態系の劣化が進んでいます。このため、湿原植生や周辺

の森林の保全再生、蛇行河川の復元、湿原への土砂流入対策等の取組が、地元住民、NPO法人、専門家、地方公共団体、国などの多様な主体の参加のもとで進められています。

例2 多様な主体の自主的参加による取組を推進～神於山保全活用推進協議会(大阪府)～



神於山では、森林資源の利用低下に伴い、竹林の侵入などの自然環境の悪化が進んでいます。このため、里山の再生や竹林の適正な管理を目標として、大阪府、岸和田市、地域住民、ボ

ランティア団体、ロータリークラブ、企業、漁協などの多様な主体の自主的参加のもとで里山林の再生が進められています。

例3 自然再生推進法に基づき息の長い取組を推進～八幡湿原自然再生協議会(広島県)～



撮影 広島県立林業技術センター

八幡湿原では、昭和40年代の牧場造成に伴う排水施設や道路整備が原因と思われる湿原の乾燥化により、木本類が侵入し、希少種の生育環境が悪化しています。このため、自然再生事

業実施計画に基づき、牧場造成時の人為的改変の除去を進めるとともに、モニタリング結果を適切に事業に反映させるための実施体制のあり方等について検討を進めています。

例4 NPO法人の発意・主導による取組を推進～中海自然再生協議会(島根県・鳥取県)～



中海自然再生協議会は、平成19年6月に、戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた湖沼の自然環境の再生を目的として設立されました。この協議会はNPO法人が発意

者となって設立され、現在、個人、団体のほか、環境省、農林水産省、国土交通省、経済産業省の地方支部分局、鳥取県、島根県、中海周辺各市町村等の地方公共団体が参加しています。

例5 科学的知見を活用した取組を推進～上サロベツ自然再生協議会(北海道)～



サロベツ湿原では、周囲の土地利用等の変化に伴い、湿原の地下水位低下等による高層湿原植生の減少・ササの侵入などの現象が生じています。このため、湿原の地下水位の低下抑

制を図るため、地下水流出の一因と推察される水抜き水路の堰上げ、湿原と隣接した農用地における緩衝帯の設置などが進められています。